

公 告 書

令和 3年 7月 5日

事業計画者 住 所 三重県鈴鹿市東玉垣町500番地の76
氏 名 有限会社大邦興業
代表取締役 大谷 泰彦

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき事業計画書を作成しましたので、条例第22条第1項の規定により下記のとおり公告を実施し、条例第23条の規定に基づき説明会を開催いたします。

条例第2条第2項第9号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は本事業計画について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することができます。

なお、説明会会場においては、以下のとおり新型コロナウイルス感染防止対策を講じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- (1) マスク着用のうえご来場ください。
- (2) 手指消毒液を設置します。
- (3) 入場前の検温を実施いたします。

1. 事業計画者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	有限会社大邦興業
代表者の氏名	代表取締役 大谷 泰彦
主たる事務所	三重県鈴鹿市東玉垣町500番地の76
連絡先	059-381-2277

2. 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類の、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

事業計画地	鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 52, 1350 番 53, 1350 番 46 の一部
産業廃棄物の 処理施設の種類の	中間処理施設（破砕、圧縮）
処理能力	破砕 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）4.88t/日、 紙くず7.84t/日、木くず4.40t/日、金属くず6.80t/日、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）7.04t/日 圧縮 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）3.26t/日、 紙くず2.88t/日
処理する産業廃棄物 の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く） （上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く） 紙くず、木くず 以上5種類

3. 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	弊社事務所（三重県鈴鹿市安塚町1350-113）
縦覧の時間	8：00～17：00（日曜日を除く。土曜日のみ8：00～12：00）

4. 説明会の開催を予定する日時及び場所

説明会の日時	令和3年7月20日 19：00 ～ 20：00
説明会の場所	鈴鹿市南玉垣町6600 鈴鹿市ふれあいホール

5. 意見書の提出期限、提出先等

提出期限	令和3年8月20日
提出先	〒513-0818 三重県鈴鹿市安塚町1350-113 有限会社大邦興業 TEL 059-381-2277
提出方法	持参または郵送（提出期限日必着）
書式	規定なし

6. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面重（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社ホームページに掲載します。